

## 第2章

# 通級による指導の内容

この章では、通級による指導の内容について説明しています。

通級による指導の対象となる児童生徒の決め出しや、通級指導教室の設備や教室環境、具体的な指導の内容、時間割、教材などの詳しい内容について記載しました。通級による指導に関わる教員だけでなく、通常の学級の担任や保護者など、多くの人たちに通級による指導の内容が分かっていたらと思います。

## 第2章 通級による指導の内容

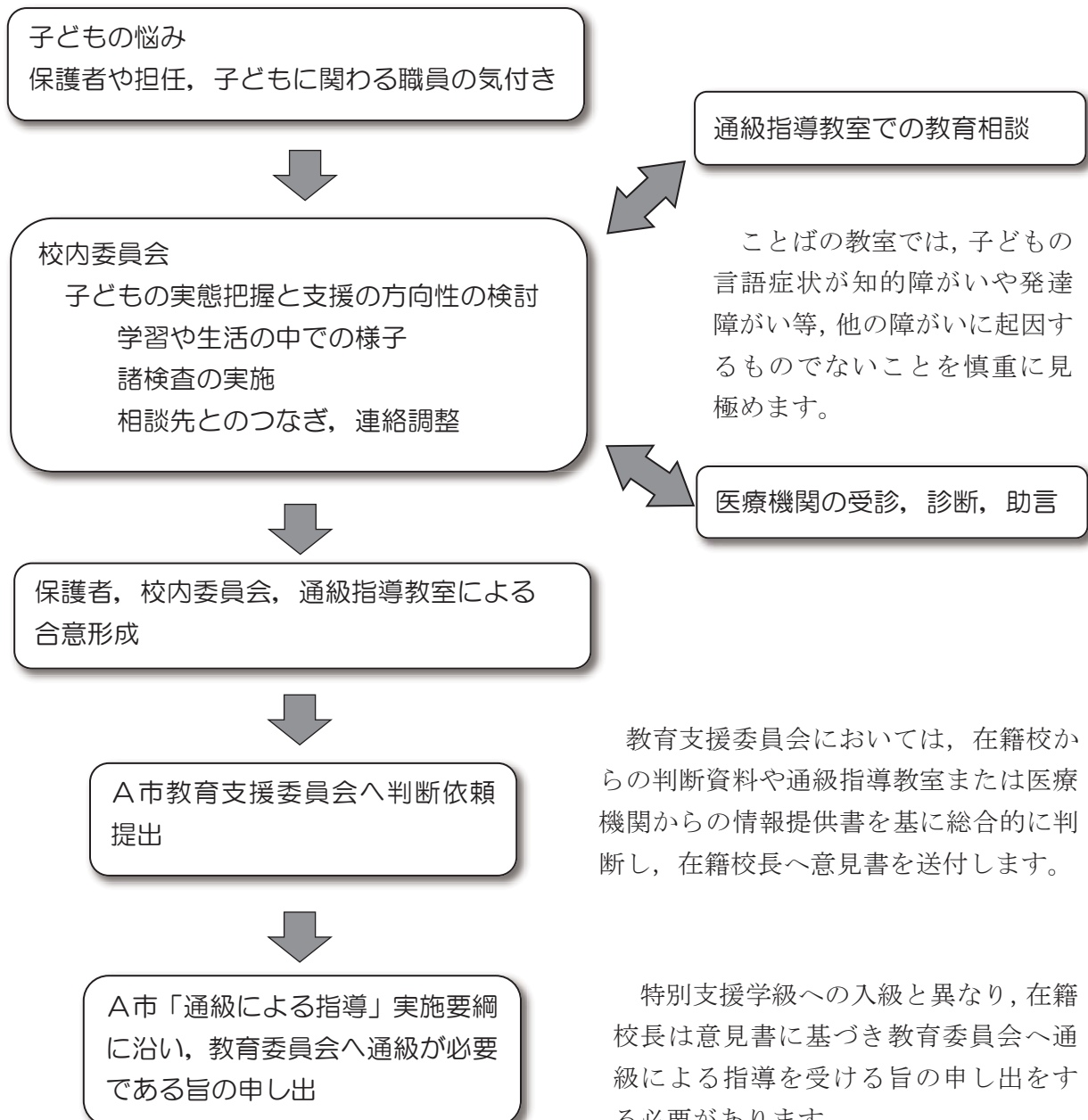
### 1 通級による指導の対象となる児童生徒の決め出しと終了

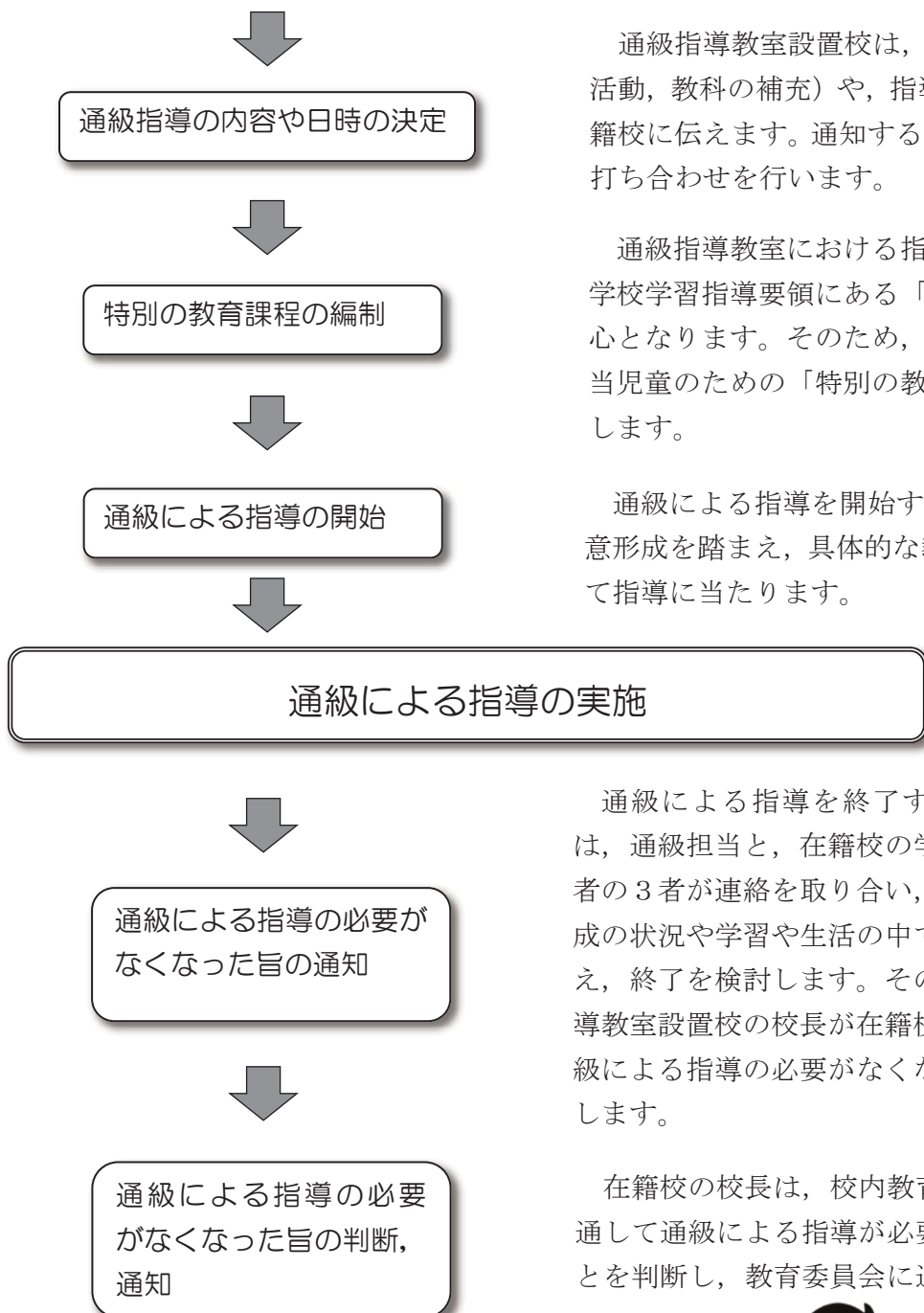
#### (1) 通級による指導の対象となる児童生徒の決め出しから指導終了まで

～A(大規模)市の場合～

A市では、教育支援委員会において通級による指導の対象となる児童生徒の判断を行っています。判断の内容は「判断報告書」によって在籍校に伝えられます。その後、通級による指導の開始から終了までは「A市通級による指導実施要綱」に沿って行われます。

#### 【ことばの教室の場合】





通級指導教室設置校は、指導内容（自立活動、教科の補充）や、指導する日時を在籍校に伝えます。通知する前に、保護者と打ち合わせを行います。

通級指導教室における指導は、特別支援学校学習指導要領にある「自立活動」が中心となります。そのため、在籍校では、該当児童のための「特別の教育課程」を編成します。

通級による指導を開始する場合には、合意形成を踏まえ、具体的な教育課題を定めて指導に当たります。

通級による指導を終了するに当たっては、通級担当と、在籍校の学級担任、保護者の3者が連絡を取り合い、教育課題の達成の状況や学習や生活の中での様子を踏まえ、終了を検討します。その上で、通級指導教室設置校の校長が在籍校の校長に、通級による指導の必要がなくなった旨を通知します。

在籍校の校長は、校内教育支援委員会を通して通級による指導が必要なくなったことを判断し、教育委員会に通知します。



※ 「通級による指導実施要綱」はそれを定める市町村によって手続きが若干異なります。

## (2) 通級による指導の対象となる児童生徒の決め出しから指導終了まで

～B(中規模)市の場合～

B市では、市教育委員会において「通級指導教室運営委員会」が設置されています。ここでは、通級指導教室（ことばの教室，LD等通級指導教室）について、その運営内容や通級対象者について検討を行っています。メンバーの構成は市教育委員会、教育、福祉、療育の関係者となっています。（市教育委員会：指導室長他／教育：設置校校長，校長会担当校長，通級指導教室担当者，グループSSTスタッフ／福祉：子ども発達支援相談室／療育：保健師）

### 【LD等通級指導教室の場合】

各学校で

「教室のご案内」リーフレットの配布

市教育委員会より小中学校へ配布します。

〈配布対象〉学級担任，保護者，

特別支援教育コーディネーター



担任や保護者からの相談，医療情報確認

特別支援教育コーディネーターが相談に応じます。医療機関の受診状況を確認し、受診している場合は、その診断や医師から得ている支援の助言等も伺います。



校内教育支援委員会で利用について検討

チェックリストも活用します。必要に応じて通級担当と本人・保護者との教育相談を行うこともあります。



設置校へ利用の希望を伝える

特別支援教育コーディネーターから教頭を通して設置校へ連絡します。



通級指導教室  
設置校で

該当児童生徒のアセスメントを実施

通級担当が各学校を訪問し、授業参観や担任や特別支援教育コーディネーターとの懇談を行います。



通級指導教室運営委員会で

通級による指導の可否を判断する

相談記録（フェイスシート），観察記録，チェックリスト等で十分検討します。



保護者と子どもは

「通級が望ましい」の判断で来室する

本人の意思確認。指導プログラムについて相談し、保護者の了解を得ます。



児童の在籍校の校長は

市教育委員会に  
「通級に関する伺い書」を提出する



通級の正式決定・通級開始



通級指導教室で

個別指導やグループSSTを行う

相談やアセスメントも行います。  
教室で般化すべく在籍校と連携します。



【年度末】 指導の要否を再判断する

【原則的に通級による指導は年度更新】

○終了

在籍校の校長が通級指導教室設置校の校長の意見を聞いた上で校内教育支援委員会で検討し、指導の必要がなくなつたと認めるときは市教育委員会にその旨を通知します（※）。

○継続

さらに指導が必要な状態ならば、指導プログラムの工夫を行います。



※「通級による指導実施要綱」はそれを定める市町村によって手続きが若干違います。

### (3) 盲・ろう学校における通級の場合

#### ① 通級による指導の対象となる児童生徒

盲・ろう学校における通級による指導の対象は「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成 25 年 10 月 4 日付け，25 文科初第 756 号通知）により，次のとおりです。

〔弱視者〕

拡大鏡等の使用によっても通常の文字，図形等の視覚による認識が困難な程度の者で，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とするもの

〔難聴者〕

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とするもの

#### ② 通級による指導の対象となる児童生徒の決め出しの手順

盲・ろう学校における通級による指導の対象となる児童生徒の決め出しは，おおむね，以下のように進められます。

##### ア 通級による指導の必要性についての検討（在籍校・保護者）

担任や保護者による弱視や難聴のある児童生徒の観察や，今後の育ちの見通しから，一部特別な指導が必要であるとの捉えが検討のスタートです。その際，対象となる児童生徒の学習上または生活上の困難さや希望する支援，それに基づく保護者の要望などの聴取も大切になります。次に担任や保護者が把握した情報を基に，校内委員会や校内教育支援委員会において，通級による指導の対象となる児童生徒であるか十分に検討をします。その後，対象児童生徒の在籍校より，盲・ろう学校の通級に係る教育相談を申し込むこととなります。

##### イ 通級に係る教育相談（盲・ろう学校）

盲・ろう学校の通級指導教室の担当者や教育相談担当者が，在籍校の授業参観，本人及び保護者，担任などとの面談，医療機関等での検査の結果などから，対象となる児童生徒の学習上または生活上の困難さや，一部特別な指導を必要とする状況にあるかどうかを把握します。また，求めに応じて，盲・ろう学校における通級による指導の内容や手続きについて説明します。その後，通級に係る教育相談の結果を対象児童生徒の在籍校に説明します。

##### ウ 通級に係る相談（市町村教育委員会）

対象児童生徒の在籍校より，市町村教育委員会に通級に係る相談を申し込みます。その際，盲・ろう学校は，市町村教育委員会の求めに応じて，通級に係る教育相談の結果を提供することがあります。

##### エ 通級による指導の決定 I（市町村教育委員会）

市町村教育委員会における教育支援委員会では，対象となる児童生徒の弱視や難聴の状況，教育的ニーズ，本人・保護者の意見，専門的知見からの意見，学校や地域の実情などを踏まえて，総合的な観点から必要な教育対応を

決定します（この場合は、通級による指導）。また、必要に応じて、本人の教育的ニーズと必要な支援内容を整理して、対象となる児童生徒やその保護者、対象児童生徒の在籍校などと合意形成を図ります。その後、通級による指導が適当との判断の場合、市町村教育委員会は、判断の根拠となる資料と、『通級による指導』について（依頼）」の通知を県教育委員会に送付します。

#### オ 通級による指導の決定Ⅱ（県教育委員会）

市町村教育委員会より送付された、判断の根拠となる資料と、「通級による指導について（依頼）」の通知を基に、学校や地域の実情を踏まえ、教育対応を決定します（この場合は、通級による指導）。その後、通級による指導を決定した場合、県教育委員会は、市町村教育委員会と盲学校またはろう学校に、『通級による指導』の決定について（通知）」の通知を送付します。

#### カ 通級による指導の決定Ⅲ（市町村教育委員会）

『通級による指導』の決定について（通知）」の通知を、対象児童生徒の在籍校に送付します。

### ③ 通級による指導終了の手順

盲・ろう学校における通級による指導の終了は、おおむね、以下のように進められます。

#### ア 今後、通級による指導が必要かどうかの検討（盲・ろう学校）

通級による指導の担当者が、個別の指導計画に位置付けた児童生徒の教育課題の達成状況、在籍学級の生活及び学習環境の調整具合、指導による成果などから、今後も通級による指導が必要かどうかについて検討を行います。その際、在籍校や対象児童生徒の保護者の意見も検討の材料とします。

#### イ 通級による指導終了の説明（盲・ろう学校）

通級による指導の担当者は、在籍校及び対象児童生徒の保護者に、通級による指導の終了について説明します。

#### ウ 通級による指導終了通知の発送Ⅰ（在籍校）

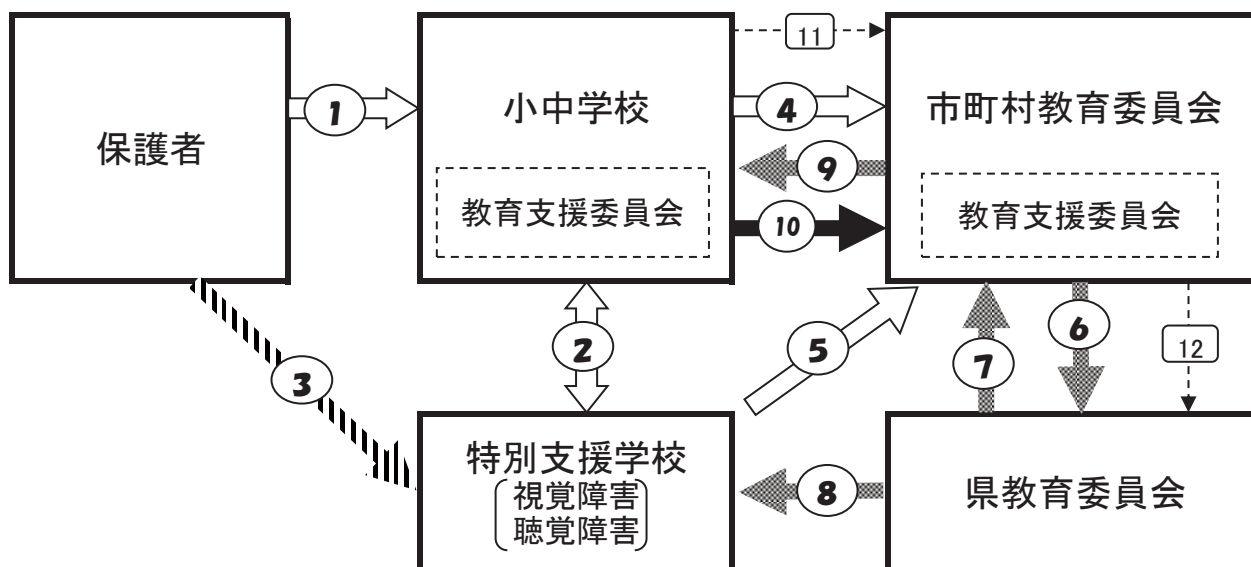
在籍校は、『通級による指導』の終了について（通知）」の通知を、市町村教育委員会に送付します。

#### エ 通級による指導終了通知の発送Ⅱ（市町村教育委員会）

市町村教育委員会は、『通級による指導』の終了について（通知）」の通知を、県教育委員会に送付します。



④ 盲・ろう学校における通級の手続きの流れ



No.	内 容	様式作成
1	通級に係る教育相談申込書	特別支援学校（視覚障害、聴覚障害）
2	以後、必要に応じ連絡調整	特別支援学校（視覚障害、聴覚障害） （必要に応じて）
3	通級に係る教育相談	
4	通級に係る相談	市町村教育委員会（必要に応じて）
5	市町村教育委員会からの求めに応じて、教育相談結果報告	特別支援学校（視覚障害、聴覚障害）
6	「通級による指導」について（依頼） ※ 判断の根拠となる資料の添付	県教育委員会（様式No.6）
7	「通級による指導」の決定について（通知）	県教育委員会（様式No.7）
8	「通級による指導」の決定について（通知）	県教育委員会（様式No.8）
9	「通級による指導」の決定について（通知）	市町村教育委員会（参考様式No.9）
10	「通級による指導」による特別の教育課程届出書	市町村教育委員会（参考様式No.10）
11	「通級による指導」の終了について（通知）	市町村教育委員会（参考様式No.11）
12	「通級による指導」の終了について（通知）	県教育委員会（様式No.12）

※ 通級による指導実施要綱を各市町村で定めて実施する。

※ 小学校卒業後に継続して実施する場合は、中学校で改めて手続きを行う。



ア 「通級による指導」について（依頼） 市町村教育委員会→県教育委員会

様式No. 6	平成 年 月 日	第 号
長野県教育委員会教育長 様		
	市町村教育委員会教育長	印
「通級による指導」について（依頼）		
このことについて、下記のとおり依頼いたします。		
記		
1 児童生徒氏名		
2 生年月日		
3 学 年		
4 保護者氏名		
5 住 所		
6 在籍校		
7 通級希望校		
8 通級の事由		
<添付書類> 判断の根拠となる資料		

イ 「通級による指導」の決定について（通知） 県教育委員会→市町村教育委員会

様式No. 7	平成 年 月 日	第 号
市町村教育委員会教育長 様		
	長野県教育委員会教育長	印
「通級による指導」の決定について（通知）		
このことについて、下記のとおり決定したので通知します。		
記		
1 児童生徒氏名		
2 生年月日		
3 学 年		
4 保護者氏名		
5 住 所		
6 在籍校		
7 通級指導校		

ウ 「通級による指導」の決定について（通知）

県教育委員会→特別支援学校（視覚障害、聴覚障害）

様式No. 8	平成 年 月 日	第 号
特別支援学校（視覚障害、聴覚障害）長 様		
	特別支援教育課長	
「通級による指導」の決定について（通知）		
このことについて、下記のとおり決定したので通知します。		
記		
1 児童生徒氏名		
2 生年月日		
3 学 年		
4 保護者氏名		
5 住 所		
6 在籍校		
7 通級指導校		

エ 「通級による指導」の決定について（通知） 市町村教育委員会→小中学校

様式No.9

平成 年 月 日

小中学校長 様

市町村教育委員会 印

「通級による指導」の決定について（通知）

このことについて、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 児童生徒氏名
- 2 生年月日
- 3 学 年
- 4 保護者氏名
- 5 住 所
- 6 通級指導校

オ 「通級による指導」による特別の教育課程届出書 小中学校→市町村教育委員会

様式No.10

平成 年 月 日

市町村教育委員会 様

学校名  
学校長 印

「通級による指導」による特別の教育課程届出書

このことについて、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 児童生徒氏名 性別 男・女
- 2 在籍学校名・学年 学校 年 組
- 3 保護者氏名
- 4 障害の種別
- 5 通級指導校・教室 学校 通級指導教室
- 6 通級開始日 平成 年 月 日
- 7 通級指導時間 毎週 曜日 時 ～ 時
- 8 教育課程の編成
  - ①通級による指導時間
    - 自立活動 時間 教科の補充 時間
  - ②在籍校における指導時間
    - 自立活動 時間 教科の補充 時間
- 9 通級方法
  - 保護者により送迎  
(自家用車・公共交通機関・自転車・徒歩)

カ 「通級による指導」の終了について（通知） 小中学校→市町村教育委員会

様式No.11

平成 年 月 日

市町村教育委員会 様

学校名  
学校長 印

「通級による指導」の終了について（通知）

このことについて、下記のとおり通知します。

記

1	児童生徒氏名	性別	男・女
2	在籍学校名・学年	学校	年 組
3	通級指導校・教室	学校	通級指導教室
4	通級終了日	平成 年 月 日	

キ 「通級による指導」の終了について（報告） 市町村教育委員会→県教育委員会

様式No.12

平成 年 月 日

長野県教育委員会 様

市町村教育委員会 印

「通級による指導」の終了について（報告）

このことについて、下記のとおり報告いたします。

記

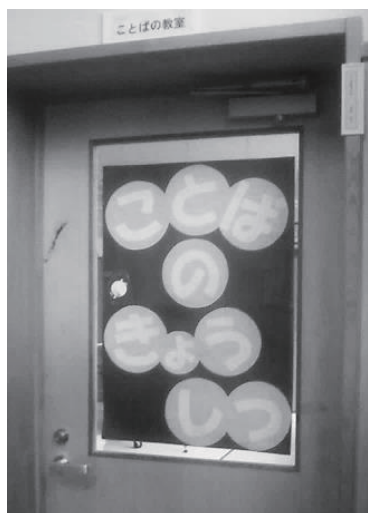
1	児童生徒氏名	性別	男・女
2	在籍学校名・学年	学校	年 組
3	通級指導校・教室	学校	通級指導教室
4	通級期間	開始日	年 月 日
		終了日	年 月 日

## 2 通級指導教室の運営

### (1) ことばの教室の場合

#### ① 教室環境の整備について

ことばの教室は通常の学級の教室と異なり、基本的には構音指導等特別な学習をする場所です。音の聴き分けには、落ち着いた静かな場所が必要です。防音設備が整っているとよいのですが、整っていない場合は、学校内で一番静かな場所を選びます。他校通級の児童が利用する際の入りやすさにも配慮します。



ようこそことばの教室へ

#### オーディオ機器

必需品です。音は消えてしまいます。状態を把握するためにも録画や録音をして、見返したり、聴き返したりします。



#### 鏡のついた机

構音練習は、鏡の前で口の形や舌の位置を確認しながら行います。



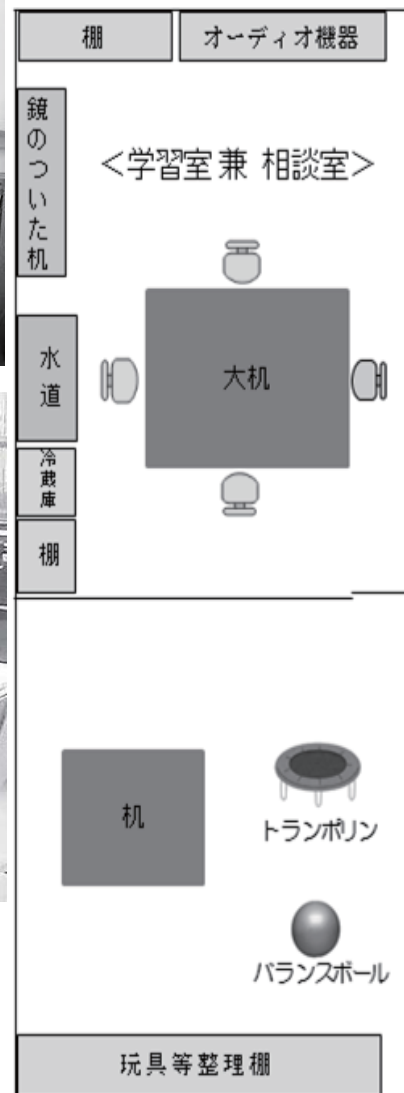
#### 水道や冷蔵庫

うがいの練習や息を長く吐く練習など水を使うことがあります。また、時には氷を使うこともあります。



#### 学習室兼相談室

初回面談もここでを行います。



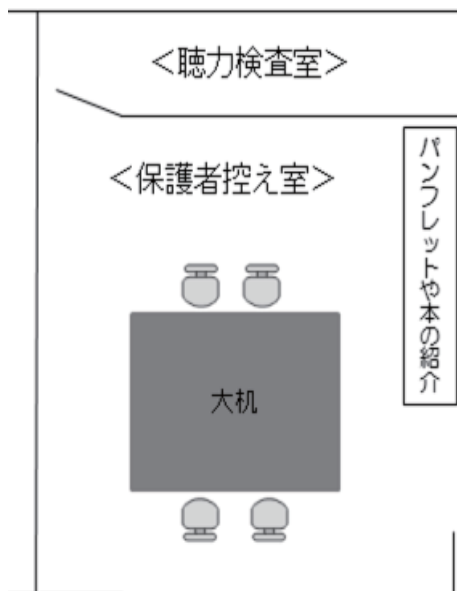
【教室配置の例】



### 聴力検査室

(オーディオメーター)  
ことばの教室に来室する児童の中には、きこえに問題がある児童もいます。まずは、聴こえにくさの有無を調べます。

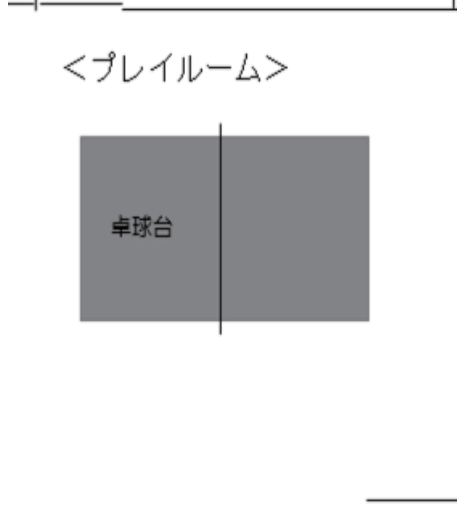
**パンフレットや本**  
保護者控え室に置いて自由に見て参考にさせていただきます。



**保護者控え室**  
他校通級の場合など、保護者は、授業が始まるまで、また、授業が終わるまで、ここで待ちます。

### プレイルーム

学習場所と仕切ります。個に応じた活動を取り入れることができます。通級を利用している児童の中には粗大運動や微細運動のどちらか、あるいは両方とも苦手な児童がいます。遊具や玩具で体をほぐしていきます。ある程度の広さが確保できると活動の幅が広がり、ダイナミックな活動が期待できます。



② 年間計画及び時間割について

専門性を高めるための研修は、県全体で行うもの、地区ごとの事例研究中心のもの、県外各地の全国規模のものなどがあります。

【年間計画の例】 ※（ ）内は各教室の実情に応じて行う

月	学校行事等	ことばの教室関係	保護者関係	相談関係 年間通して	研修会関係
4月	入学式 始業式 家庭訪問 参観日	教室基本調査提出 通級時間調整書類等 通級児童在籍校訪問 保育園訪問	(通級希望通知)  (家庭訪問)	① 相談受付 ② 相談実施 ③ 相談報告書作成 ④ 教育支援委員会提出書類作成 ⑤ 指導開始 ⑥ 指導終了	年度当初研修会 (県) ブロック事例研究会打ち合わせ (地区)
5月	遠足 土曜参観日 1年生を迎える会	個別の指導計画作成 教室運営の概要記入	(教室開きの会) 通級開始		前期総会・研修会 (県) ブロック事例研究会 (地区)
6月	市教育支援委員会① プール開き 音楽会	通級判断調査書提出① 学級編成計画作成	親の会総会		第1回テーマ別研修会 (県)
7月	参観日 5年キャンプ 終業式 夏休み	(1学期指導報告書作成)			第2回テーマ別研修会 (県) ブロック事例研究会 (地区)
8月	2学期始業式 プール参観	保育園訪問・相談	親の会キャンプ		夏期研修会 (県) 全国大会・研修会 (県外)
9月	運動会 市教育支援委員会②	来年度学級編成計画 通級判断調査書提出②			ブロック事例研究会 (地区)
10月	教育課程 参観日 6年修学旅行		(学習会) (交流会)		第3回テーマ別研修会 (県)
11月	市教育支援委員会③ 来入児検診	通級判断調査書提出③ 来入児相談			第4回テーマ別研修会 (県) ブロック事例研究会 (地区)
12月	個別懇談会 児童会行事 終業式 冬休み	個別の指導計画見直し (2学期指導報告書作成)	(個別懇談会)		※ 研修は他にもいろいろあり、その都度案内が届きます。
1月	3学期始業式 学校公開行事	来年度学級編成計画			
2月	市教育支援委員会④ 参観日 来入児一日入学	通級判断調査書提出④ 加配報告書作成			
3月	6年生を送る会 終業式 卒業式	指導経過報告書作成 通級による指導の記録記入 新年度準備・引継ぎ	(教室まとめの会)		ブロック事例研究会 (地区) 後期総会・研修会 (県)

【時間割の例】

平成〇〇年度

ことばの教室 時間割

担当 〇〇〇〇

	時間		月	火	水	木	金	
	8:20～8:45	朝の活動						
自校 通級 児童 優先	8:45～9:30	1時間目	3の2 A児	相談・検査	1の2 K児	6の3 M児	6の3 R児	
	9:35～10:20	2時間目	4の1 B児	相談・検査		6の2 N児	6の3 S児	
	10:20	休み時間	教室開放	教室開放	教室開放	教室開放	教室開放	
	10:4511:30	3時間目	1の3 C児	相談・検査			6の2 T児	
	11:35～12:20	4時間目	6の3 D児	相談・検査	4の2 L児	3の3 O児		
	12:20～	給食	自校通級児童のクラス または 支援の必要なクラス					
	13:20～13:35	清掃						
他校 通級 児童 優先	13:40～14:25	5時間目	記録・準備	K小1 H児	記録・準備	記録・準備	記録・準備	
	14:30～15:15	6時間目	K小4 E児	Y小2 I児	職員会 職員研修		M小1 U児	
	15:20～16:05	7時間目	K小3 F児	4年 吃音グループ		Y小2 P児	M小3 V児	
	16:10～16:55	8時間目	Y小5 G児	M小2 J児		M小1 Q児		

時間割作成のポイント

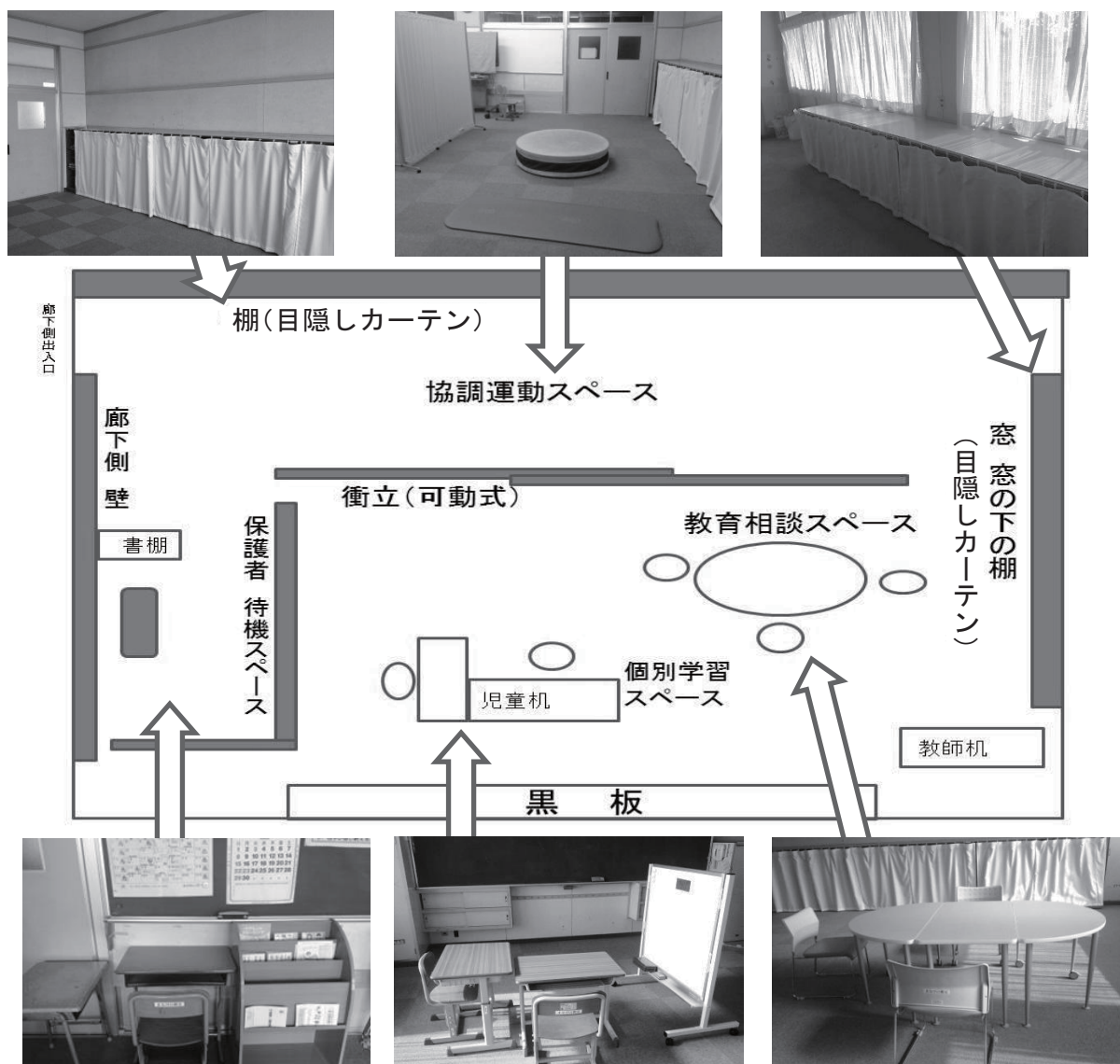
- ① 通級による指導の時間は、通級を利用している児童の学習状況などを考慮して学級担任や保護者と相談して決めましょう。
- ② 「相談・検査の時間」や「記録・準備の時間」を時間割に位置付けておきましょう。報告書や書類を作成する時間も必要です。
- ③ 休み時間や給食の時間、通級による指導のない時間に学級での児童の様子や友だちとの関わりを見に行くことも大切です。

## (2) LD等通級指導教室の場合

### ① 教室環境の整備について

LD等通級指導教室の教室環境は、環境調整された部屋であることが望ましいです。しかしながら、特別な場になりすぎず、教室で学習したことが在籍学級においてもその指導の効果が現れるような設定も必要です。教室は、外部からの音や視覚的な刺激を制御できるとよいです。学校の環境により難しい場合には、目隠しカーテンで覆う、衝立やロッカーなどで仕切るなどの工夫が考えられます。注視・傾聴しやすいような配色や掲示、物の配置などに留意します。また、協調運動の学習や、個別指導だけでなく小集団でのグループ活動（SST等）の指導にも対応できるようなスペースも必要です。教室の位置は、他校通級の児童に配慮し、保護者の送迎がしやすく、人の動線など心理的にも安心できるような出入口から近い場所であること（または専用の出入り口を設ける）も大切です。新規の設置に当たっては、市町村教育委員会と相談したり、近隣のLD等通級指導教室設置校を見学したり、設置時の資料を問い合わせたりするとよいでしょう。

#### ア 教室環境の例





## イ 教室に必要な設備や備品

### a 情報機器類

- ・外線につながる電話・FAX…在籍校や関係機関との連絡に必要です。
- ・コピー機付きプリンター…児童の学習の記録や教材の印刷に使います。
- ・TV(モニター)…視覚教材の視聴やグループ活動での教示に使います。
- ・パソコンとインターネット接続環境…担当教員の仕事に加えて、児童が調べたり、情報をまとめたりすることにも活用します。
- ・タブレット端末と学習アプリ…様々なアプリケーションを学習で使ったり、読み書きの代替ツールにしたりするなど、活用の幅が広いです。

### b 設備品

- ・可動式衝立、目隠しカーテンなど…視覚刺激を取り除く工夫で、集中して学習する環境を整えます。
- ・カーペットの床…リラックスしたり協調運動のとき裸足で動いたりすることができます。
- ・保護者の待機スペース(ソファ、資料展示書棚など)…児童が学習している間、参考になる本や資料を見てもらうことができます。
- ・鍵のある書類棚…児童の個人情報(授業の記録、検査結果、教育支援に関わる資料等)を保管するのに必須です。

## ウ 教材・教具

### a 自立活動用…視覚認知、協調運動、ソーシャルスキルなど

### b 教科学習…ホワイトボード、タブレット端末、認知特性に応じた学習プリントや学習カードなど

### c 使いやすい筆記用具・文房具…にぎりやすい鉛筆やシャープペン、目盛りが見やすい定規、すべりにくい三角定規、簡単に操作できるコンパスなど

## エ 諸検査・アセスメント器具類

### a 認知・心理検査…WISC-IV, K-ABC II, DN-CASなど、現在の時点で結果が信頼でき、児童のアセスメントとして有効なものを選択します。高価なので、教室備品としてではなく市町村教育委員会で購入したものを借用して使用する方法もあります。

### b 眼球運動・視覚認知…DEM, WAVES, フロスティッグ視知覚検査など

### c 読み書き・LD等…LDI-R, STRAW, 特異的発達障害診断・治療のためのガイドライン, URAWS Sなど

## オ 書籍

### a 教室運営…『通級による指導の手引き』文部科学省編著

### b SST(ソーシャルスキルトレーニング)に関する本

### c 視覚認知に関する本

### d 特性を生かした教科学習の支援や教材に関する本

### e 応用行動分析等行動面のアプローチに関する本

### f 保護者向けの発達障がい理解啓発に関する本 など

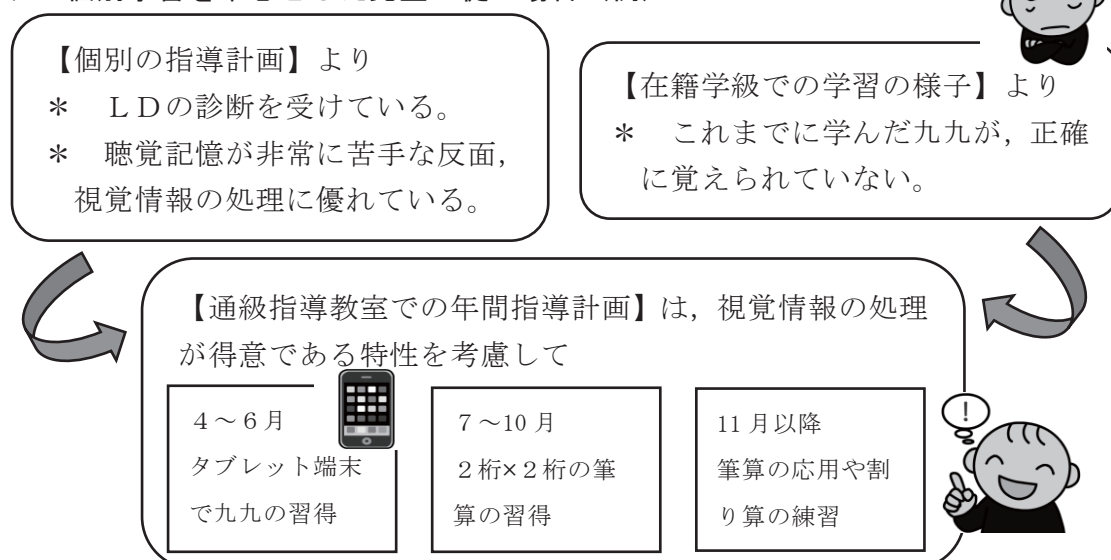
(本章3(2)LD等指導教室の指導内容や指導方法 p.41~48参照)

## ② 年間指導計画及び時間割について

### 【年間指導計画】

自立活動の指導の内容を念頭に置きながら、それぞれの児童生徒に応じた学習内容を編成していくLD等通級指導教室では、個別の指導計画を土台に短期目標と年間の学習のねらいを考えていきます。

### ア 個別学習を中心とした児童生徒の場合（例）



※ 教科書を利用した教科学習とは異なり、常に指導の見直しを念頭に置きながら、本人の習得状況に合わせた指導となります。従って、学期や月などはあくまでも目安となります。随時、個別の指導計画に修正を加えるなどして、指導計画を組んでいくこととなります。

### イ グループSST（以下GSST）に代表される、複数の児童生徒が同一時間に通級による指導を受ける場合（例）

- \* 同じような指導目標や近い年齢集団などでグループ編成を行うことが多く、複数の学校から児童生徒が通ってくる場合、あらかじめ年間の実施日を決めておくことが必要となります。（希望を調査すると日程調整が困難なため）
- \* 在籍学級での様子を踏まえ、対象児童生徒の変容を見ながらの計画になります。全体の目標や学習課題は変えませんが、GSSTの内容は学期ごとに組み直すなど、柔軟な対応が必要になります。

- ・一斉授業で集中力に欠けるAさん
- ・話を聞くことが苦手なBさん
- ・自分の意思を端的に伝えられないCさん

このような実態を持ったグループ編成をした場合、全体の学習課題としては・・・。



聞く力、伝える力の向上を図る

1学期に、ねらいを絞った課題設定（例：さいころトーク）で授業を実施した後、2学期は、より応用的な課題設定をしました。3学期も2学期の変容を踏まえ計画しました。

日時	ねらい	内 容
2学期 第1回・2回	落ち着いて聞く	名刺交換（相手の自己紹介を聞く） 聞き取りまちがい探し（おかしな点を指摘する） 聞き取り図形メモ（指令を正しくメモする）
第3回～5回	集中して聞く 端的に話す 相手に正しく伝える	図形伝達ゲーム（マスに配置された図形と位置を正しく伝える，それを聞き取る） （しっかり伝わるよう，伝えたい人に顔を向ける）
第6回・7回	2学期のねらいすべて	図形伝達ゲーム 伝言ゲーム（指令を正しく伝える・聞き取る）

### 【時間割】

時間割については，他校から通ってくる児童生徒が多いほど，調整が難しくなってきます。その理由に，「日常の授業時間帯に在籍学級を抜けて，保護者の送迎で通級してくることは容易ではない」「GSSTでは，複数の学校にまたがる児童生徒の希望を優先すると，調整が困難になる」ことなどが挙げられます。

【自校通級】「個別学習」の場合は，「授業を抜けてきても大きな支障がないか」「授業を抜けた場合、代替の支援方法がとれるか」などを念頭に置きながら，時間割を組んでいきます。

【他校通級】「個別学習」の場合は，授業可能な時間を，通級による指導を受ける児童生徒と在籍校の担任に文書・FAX等で知らせ、通級による指導が可能な時間を教えてもらいます。また，通級による指導が不可能な曜日のみを教えてもらい，それを参考に時間割を決めていく方法もあります。後者は通級人数が多い場合に有効です。他校通級は，放課後になる場合が多いですが，朝の時間帯や1，5，6時間目に組む方法もあります。（通院による遅刻早退等と同じ状況になり，周囲も本人も受け入れやすく，放課後より負担が掛かりません。低学年の児童には体力面での配慮につながります）

「GSST」の場合は，あらかじめ年間のGSSTの実施日と時間を伝え，その時間に各校や各家庭に都合を合わせてもらう場合が多いです。

以上のような事柄を踏まえた時間割の一例を示します。

	月	火	水	木	金	
朝	他校 A	他校巡回 もしくは 教育相談 (諸検査等)	巡回相談や諸検査に 対応できる時間を確保 しておくことが， 必要になる場合があ ります。	他校 C	勤務の 割り振り	
1				他校 B	教材研究	自校き
2	自校あ			自校あ	自校あ	自校く
3	自校い			自校う	自校う	教材研究
4	教材研究	自校え	自校か	自校え	自校か	
5	自校う	自校え	職員会議	他校 D	GSST(B) 準備	
6	GSST(A) 準備	自校お				
7	GSST(A)	他校			GSST(B)	
～8	(隔週)				(月1回)	

放課後の通級では，GSSTも含めて1コマの時間を60分にするなど，柔軟な対応が必要です。

(3) 盲・ろう学校における通級の場合

① 年間計画について

ア 盲学校の場合（例）

月	教室行事等	書類・研修会等	その他
4	○在籍校担当者との連絡会 ○保護者との連絡会	○新入級児童生徒通級指導 開始手続き ○在籍校への指導日通知 ○通級児童生徒名簿作成	○教育相談担当者との 情報交換
5	○指導開始 ※ 4月下旬もしくは5月上旬	○「個別の指導計画」作成	○在籍校担当者との情 報交換
6	○在籍校担当者授業参観・懇談 ○在籍校訪問・懇談	○サマースクールの実施要 項配布・参加募集，集約	
7	○サマースクール実施 * 1 保護者は学習会に参加 ○在籍校訪問・懇談	○サマースクールの実施に 向けての準備，運営	○サマースクールに参 加する在籍校との情 報交換
8		○サマースクールの反省及 び次年度への要望の集約	
9		○通級児童生徒の実態報告 (職員会にて)	
10	○文化祭の参観（希望者）		
11			
12	○保護者懇談会 次年度の希望調査 ○在籍校担当者との懇談 次年度の支援・通級について	○次年度の児童生徒数等 (見込み) 調査	
1	○在籍校担当者との懇談 次年度の支援・通級について	○今年度の反省及び次年度 の教育計画の検討・作成 ○次年度通級児童生徒仮名 簿作成	
2	○在籍校担当者との懇談 次年度の支援・通級について		
3	○指導終了 ○小中継続通級引き継ぎ	○通級指導の記録発送 ○指導要録への記入連絡	○進学先の学校との連 絡，引き継ぎ ○通級の終了・継続に ついての説明

\* 1…本校児童生徒と通級児童生徒との交流会を，夏期休業中に実施している。午前半  
日の開催で，教科学習や調理実習を一緒に行い，盲学校に対する理解啓発を図っ  
ている。

イ ろう学校の場合（例）

月	教室行事等	書類・研修会等	その他
4	○在籍校担当者との連絡会 ○保護者との連絡会	○通級指導開始通知作成・発送（在籍校・保護者あて） ○通級児童名簿，週時程表等作成 ○職員研修（在籍校）＊2	○難聴理解学習・授業提供（在籍校）＊1
5	○指導開始 ※4月下旬もしくは5月上旬	○「個別の指導計画」作成 ○交流会（＊3）実施計画，案内発送	○難聴児童生徒担当者会（ろう学校）
6		○交流会参加集約，実施に向けての準備，運営	○交流会の実施
7	○1学期の振り返り ＊5	○1学期通級指導の記録発送	
8			○難聴児童生徒担当者会（ろう学校）＊4
9		○交流会実施計画，案内発送	
10		○交流会参加集約，実施に向けての準備，運営	○交流会の実施
11			
12	○2学期の振り返り ＊5 ○次年度の通級指導についての見直し確認 ＊5	○2学期通級指導の記録発送	○難聴のある中学生との交流会
1			
2	○1年間の振り返り ＊5		
3		○3学期通級指導の記録発送 ○指導要録への記入連絡	○進学先の学校との連絡，引き継ぎ ○通級終了・継続についての説明

＊1…在籍校の求めに応じて，児童生徒向けにきこえの様子や配慮してほしいことについて話したり授業を行ったりする。以後，必要に応じて随時行う。

＊2…在籍校の職員対象に，聴こえにくさを起因とする困難や，合理的配慮について理解を促す。

＊3…地域で学ぶ子どもたちとろう学校で学ぶ子どもたちとの交流会

＊4…ろう学校以外の学校で，難聴のある児童生徒を担当する職員を対象に，聴覚障がい基礎や配慮等について話したり，担当者間で情報交換を行ったりする。

＊5…基本的には在籍校の担任，保護者，ろう学校通級担当などで行うが，必要に応じて在籍校の特別支援教育コーディネーター等も加わる。

② 盲・ろう学校における通級の時間割（通級担当の動き）の例

曜 日	月	火	水	木	金
朝の時間		移動時間		移動時間	移動時間
1校時	教材研究	B 小学校 1年生	教材研究	F 小学校 6年生	移動時間
2校時	移動時間	B 小学校 1年生	※C 小学校 4年生(在籍 校より来校)	F 小学校 6年生	G 中学校 1年生
3校時	A 小学校 2年生	移動時間	教材研究	F 小学校 1年生	G 中学校 1年生
4校時	A 小学校 2年生	指導の まとめ	※D 小学校 5年生(在籍 校より来校)	F 小学校 1年生	移動時間
5校時	移動時間	教材研究	※E 小学校 4年生(在籍 校より来校)	移動時間	H 小学校 6年生
6校時	指導の まとめ	教材研究		指導の まとめ	H 小学校 6年生
放課後	研究会	部会	職員会	教材研究	移動時間

◇ 網掛け部…盲・ろう学校から、児童生徒が在籍している学校への移動時間

※ 盲・ろう学校における通級による指導は、原則として通級担当が、地域の小中学校を巡回して行う。対象の児童生徒の実態に応じて、通級担当の指導が可能な範囲で、対象の児童生徒が、盲・ろう学校へ通ってきて指導を受ける場合もある。

（上記例：水曜日）

### 3 通級による指導の実際

#### (1) ことばの教室の指導内容や指導方法

ことばの教室の対象となる障がいは、言語障がいであり、その中には構音障がい（発音の誤り）、吃音（ことばが詰まる）、ことばの遅れの3つがあります。対象となる子どもは、「おおむね通常の学級の学習ができ、一部指導の必要があるもの」とされています。また、言語障がいについては「他の障害に起因しないこと」とされています。そのため、知的障がいや自閉症スペクトラム等により、ことばの発達が遅れていたり、人とのコミュニケーションがうまくいかなかったりするケースは対象とされていません。また、麻痺等による運動性の構音障がいも対象とはなりません。

#### ① 構音（発音）の指導

##### ア 誤り方の分類

構音障がいはその誤り方から、大きく3つに分けられます。

##### ○置換（置き換え）

ある音が、他の正常な日本語音に置き換わったもの。

- ・ウサギ→ウタギ カラス→タラス など。

ことばの教室に寄せられる発音に関わる相談の中で最も多いタイプです。

##### ○省略

ある音が、子音が省略されて母音だけになるもの。

- ・ウサギ→ウアギ サの音の子音/s/が省略されて、/a/だけになる。

##### ○歪み

日本語の音としては表記できない音に歪み

- ・チがキに近い音に聴こえる。（正しいチでも正しいキでもない）
- ・呼気が鼻に抜けて歪む。
- ・音のつくり方が不十分なため、弱くなって歪む。

（歪みは、置換のようにはっきり分かる発音の誤りでないため、周囲の大人も気付かないことが多く、気付いたとしても「なんか変な感じの発音だけど、はっきりとした誤りではないからそのうち改善していきましょう」と思いやすい誤り方です。しかし、自然に改善することは極めて少なく、指導にも時間を要します）

- ・歪み音は、特異な音のつくり方によって起こることが多く、その特徴からさらに側音化構音・口蓋化構音などに分類されます。

##### イ 指導内容

- a 聴取弁別力（似た音を聴き分ける力）を育てる。

子どもがひらがなを覚え始める頃は見た目の印象が似ている字は、誤って読んだり書いたりすることがあります（「あ」と「お」、「わ」と「れ」など）。同じように、聴いた印象が似ている



音もあります（「ラ」と「ダ」、「キ」と「チ」、「シ」と「ヒ」など）。似た音を区別できないままでは、ことばを誤って覚えてしまいます（「ラムネ」が「ダムネ」、「シンブン」が「ヒンブン」など）。そうすると、話すときにも書くときにも誤ることになります。ですから、聴き分ける力を育てることは、とても重要になります。

b 音韻意識を育てる。

「ラムネ」ということばには、「ム」「ネ」「ラ」という3つの音が含まれていて、最初に「ラ」次に「ム」最後に「ネ」という順番で並ぶことによってできています。当たり前のことですが、このような意識が潜在的にあることで、ことばをはっきり話したり、読んで理解したりすることができます。しりとり遊びやことばづくり、並べ替えなど、遊びの中で、このような力を育てていきます。

c 発音の指導

・舌の力を抜くこと

発音の誤りは、誤った構音器官の使い方があるからです。誤った使い方をしているところに正しい使い方を積み上げていくことはできません。ですから、まず、舌の力を抜くことを指導します。また、吹いたり吸ったりする要素を取り入れた遊びをするなど、正しい発音を身に付けるために必要な力が付くよう指導します。

・音づくり

「サ」が「タ」に置き換わってしまう子どもがいたとします。その子どもにも「タカナじゃないよ。サカナだよ。ほら、言ってごらん」と言っても「サカナ」とは言えません。「言えない音を言えるように」でなく「つくることのできない音をつくることのできるように」という視点で指導をしていきます。

例 サ行音の場合

舌を前に出してストローを載せ、上の前歯をストローに軽く載せて、息を出します。舌の真ん中から息を出す感覚をつかみます。ストローを抜いても、舌と上の歯の間から風の声（英語の th の音）が出るようにします。そして、そこに母音をつけます。

母音は、すべての音をはっきりと言うためにとても大切です。どの音を練習するときでも、必ず母音の練習を行います。

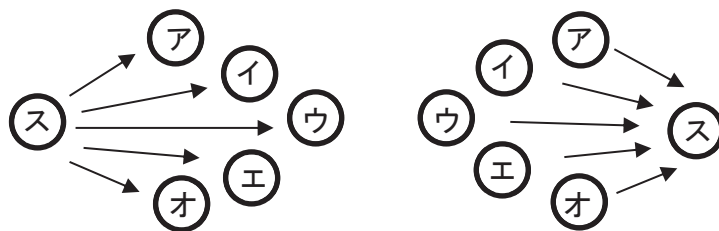


母音の口形写真

(母音の練習ではっきり言うことを意識付けます)

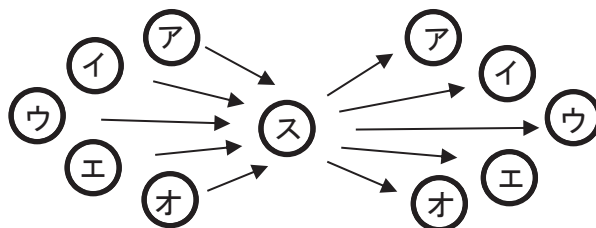


無意味音の練習（ス）



スの後に母音やほかの音を付けて続けて言う。

スの前に母音やほかの音を付けて続けて言う。



スの前後に母音やほかの音を付けて続けて言う。

単語の練習

単語の中のスを正しく言う。語頭音・語尾音・語中音の順番に練習します。

語頭音…… すいか すなば すいとう すべりだい……

語尾音…… アイス カラス レタス カレーライス……

語中音…… ポスト マスク るすばん なつやすみ……など。

単文の練習

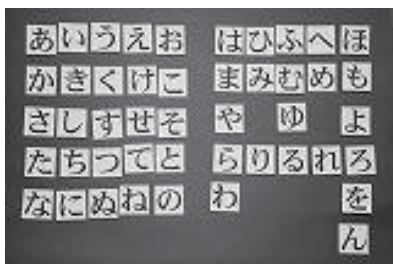
○すいかを すこし たべすぎた ○もうすぐ バスが やってきます

○マスクを するのを わすれました

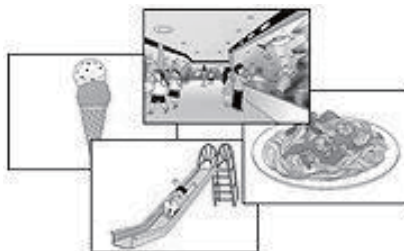
○ふゆやすみに スキーと スケートを します など

長文や会話の練習

正しい発音が日常の会話に般化するように練習します。



文字カード  
(主に弁別・音韻の学習  
で使います)



絵カード  
(主に単語の学習で  
使います)



単語・文例集  
(主に単語・短文練習で  
使います)

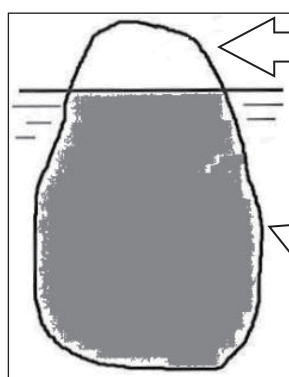
## ② 吃音の指導

### ア 吃音の症状

吃音は話しことばのリズムの障がいです。以下の3つの型があります。

- ・連発……語音を繰り返す。「ぼ、ぼ、ぼ、ぼく」
  - ・伸発……語音を引き伸ばす。「ぼーーーく」
  - ・難発（ブロック）……詰まって出てこない。「……ぼく」
- まばたきや体を動かすなどの随伴運動を伴うこともあります。

また、吃音は話しことばだけの問題でなく、その背景があります。吃音があることによる心の問題です。吃音は、右の図のように、冰山に例えられます。



(Sheehan, J.1997)

吃音症状  
随伴運動

感情面

- ・不安 恥ずかしい
- ・情けない 恐ろしい

行動面

- ・吃音を隠す
- ・話すことから逃げる

心理面

- ・吃音を認めたくない
- ・吃音は悪いもの 劣ったもの 治すもの
- ・ことばが詰まると～できない

### イ 指導内容

#### ・吃音症状の軽減

日常の会話や音読，発表のような注目される場で少しでも楽に言えるように練習をします。

リズム効果法，音読効果法，流暢性形成法等がありますが，指導法に子どもを合わせるのではなく，子どもの吃音の特徴に応じて，工夫した指導を行います。

#### ・吃音に対する理解

吃音についての基礎的な知識を学習します。吃音があることで，困っていること，解決していけそうなことなどを話し合います。また，話す場面を想定してそのときの気持ちを考えたり，その場面で工夫できそうなことを考えたりします。

#### ・主体的な活動

吃音がある子どもは，そのことを気にするばかりか，周りの人と話すことを避け，友だちとの関係が狭くなってしまうこともあります。

興味・関心のある活動をすることを通して，自分のよいところや得意なことを見つけたり，主体的な気持ちを育てたりしていきます。そして，主体的に話そうとする気持ちにつなげていきます。

### ウ 周囲の人への理解

保護者，担任，友だちなど，吃音がある子どもと関わる人に，吃音の理解や配慮してほしいことなどを伝えていきます。そして，子どもが話しやすい環境や雰囲気づくりを一緒に考えていきます。



## 家庭での対応（保護者と考えていくこと）

- ・子どものことばの流れを止めたり奪ったりせずに、子どもが最後まで話せるようにしましょう。
- ・吃音や話し方にとらわれずに、子どもが伝えようとしている内容を聞きましょう。
- ・ことばが詰まったから失敗ととらえずに、伝えたいことが相手に伝えられたら成功であるという気持ちを子どもがもてるようにしましょう。



## 学校での対応（主に学級担任と考えていくこと）



- ・吃音は話し方の「くせ」や「特徴」の1つで、おかしいことではないということを子どもが理解できるようにしましょう。
- ・話し方よりも話している気持ちや内容を受け止め、得意なことや頑張っていることがあることに気付くことができるようにしていきましょう。

※もしも吃音のことをからかわれてしまったら・・・

自己肯定感が低下する契機となってしまいます。できるだけ早急にその状態を解消しましょう。

- ・からかわれた子ども
  - ・からかった子ども
  - ・それ以外の子ども
- 3者に対する指導が必要です。



## ③ ことばの遅れの指導

ことばの遅れとは、子どものことばの発達の程度が同年齢の子どもに対して一般的に遅れている場合のことを言います。ことばは、生活の中にある様々な事象や、出会った人との関わりの中で、染み渡ってくるように発達してきます。ですから、机上の学習の積み上げによる知識としてのことばよりも、実際の生活の場で活用しながら獲得されることばの方が、生活の中で生きることばになります。

実際の指導では、子どもの興味・関心に応じることを大切に教材の選定と、教師の創意工夫により、生き生きとした活動の中で生きたことばのやりとりができるようにしていきます。直接的にことばに関わる学習の他に、思考を活発にすることが、ことばの育ちにつながるという視点をもつことが大切であり、幅広い学習につながります。

### 【具体的な活動】

運動・・・・・・・・体全体を動かす粗大運動と、手先を使うような微細運動があります。ことばを話すことも運動のひとつ。自分の体を自由に、そして楽に動かすことが大切です。



制作活動・・・誕生日カード，クリスマスカード作りなど，季節や行事と組み合わせて。

微細運動を育てるとともに，コミュニケーションの基となる相手意識を育てることにもつながります。

調理活動・・・目的がはっきりして，限られた時間や材料などの制限の中での活動であり，集中力や見通しをもつことが期待できます。

ゲーム・・・子どもに応じた選択をして，遊びながら試行力を育てます。カードゲームでは色や形の認知，数や文字の理解・記憶，試行錯誤する力，見通しをもつ力などの育ちが期待できます。

ことば遊び・・・ことばで思考する力を育てます。

○なぞなぞ ○クロスワード ○ことばさがし  
○かるた 等



参照:きこえとことば研修テキスト

(全国公立学校難聴・言語障害教育研究協議会編)

### 実際の教材各種（それぞれの教室で工夫して教材を準備しています）



ことばづくり



ことばのすごろく（表現）



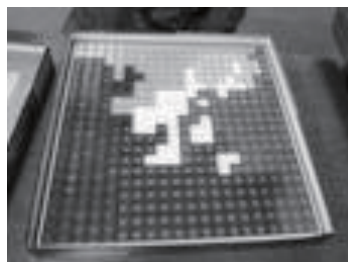
定型文の学習カード



かるた（聴く力や文字を覚える）



文づくり，表現，発音練習の教材



ブロック（創造性，巧緻性など）



## (2) LD等通級指導教室の指導内容や指導方法

### ① ソーシャルスキルの学習

#### ア ボードゲーム（市販教材）

ボードゲームの中で質問に答えながら、友だちとの関わり方やコミュニケーションの仕方を学んでいきます。答えが、3択になっていたり難易度別になっていたりして、発達段階に合わせて学習できます。

ジュンさんは、答えを選ぶ時、「〇〇の答えの方がいいと思うけれど、ぼく、いつもこっちみたいに怒っちゃうんだ」と自分を振り返ることがありました。

#### イ 絵カードで学ぶ（市販教材）

絵にある状況について考えながら、自分の取るべき行動や社会的ルール、相手の気持ちなどを学んでいきます。絵カードは、発達段階や個々の子どもの状況に合わせて具体的な状況を選んでいきます。

絵を見るだけではポイントがつかめない子どもには、指を指すなどして注意を促します。



#### ウ 質問ゲーム（市販教材）

カードに書いてある質問に1人ずつ答えていきます。答えたくない質問には「パス」と言っても構いません。大事なことは順番が来るまでしゃべってはいけないことです。他の人の話を聞き、人の意見を受け入れる心を育てていきます。

ショウタさんは、在籍学級の担任が参観に来たとき、このゲームを楽しく行いました。それから、学校生活で自分から先生に話し掛けるようになり、さらに困ったことも話すようになりました。

#### エ 話し方配列カード（市販教材）

まず、ものごとの展開を考え、それを順序立てて話していきます。

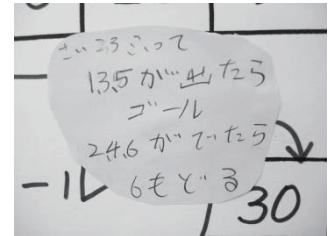
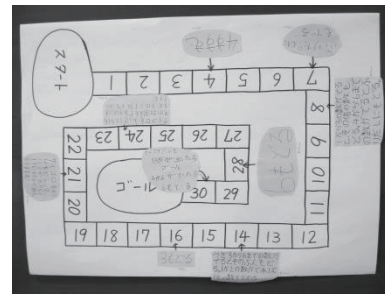
ミクさんは、初めは「〇〇で、〇〇で、・・・」という話し方でしたが、「〇〇しました」と文を切る練習や「そして」「その後」「次に」等を使う練習も行っています。



### オ すごろく作り（手作り教材）

特定の番号に止まったらどうするかを友だちと考えます。自分が考えたことを他の友だちが全員賛成したら、そのことが取り入れられます。

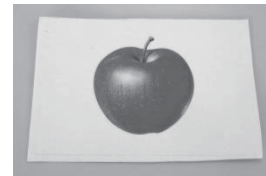
コウタさんは、ゴール前の「30」を分担し、「スタートにもどる」と考えたところ、他の友だち3人全員が反対でした。それを「1, 3, 5が出たらゴールして、2, 4, 6が出たら6もどる」という案に変え、全員の賛成と賞賛を受け、にっこりしました。



### カ 交換してそろえよう（市販教材を活用した手作り教材）

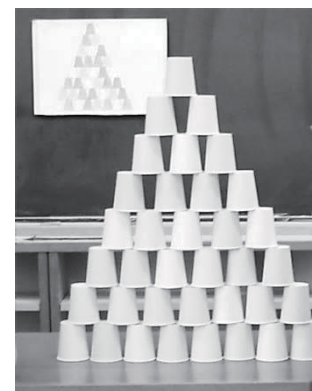
完成図と同じようにパズルを組み立てていきます。そのためには、必要なピースを友だちと交換してそろえていかななくてははいけません。「○○のピースを交換してください」と自分で言いに行き、集めてきます。

学習が進むにつれて、自分がそろえたいピースだけでなく、友だちの様子を見て、「○○はありますか。○○と交換できますか」など、会話が自然と行われるようになっていきます。



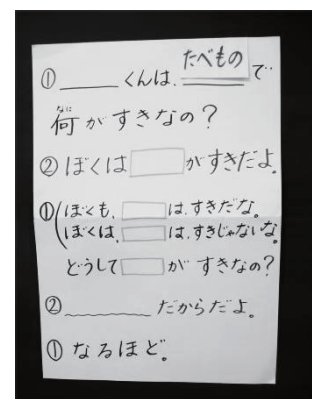
### キ 紙コップタワーを作ろう（手作り教材）

完成図と同じように色つきの紙コップタワーを作る学習です。4人前後の人数で行います。それぞれが自分の思いだけで組み立てていくと、途中でどこを組み立てているのか分からなくなってしまいます。完成させるために、会話をしながら役割分担などの工夫が生まれていきます。「協力する」「友だちと話し合う」等の具体の姿を経験していきます。






### ク 会話の仕方（手作り教材）

2人で会話の仕方を学びます。好きなものを聞いていく短い会話です。途中、『ぼくも、○○は好きだな』や『ぼくは、○○は好きじゃないな』と自分のことを返す』『どうして好きなの？』と相手に聞く』『なるほど』と相づちを打つなど、短い文の中に会話に必要なポイントが含まれています。



ケ 自己理解 イライラする？しない？（手作り教材）

<p>イライラして がまんできない</p> 	<p>イライラするけど がまんできる</p> 	<p>イライラしない</p> 
---	--	---


上記の紙を1人1枚配ります。次に、下記のような小さい紙を配ります。

宿題が分からな いとき	「早くしなさい」 と言われたとき	友だちに「どけ」 と言われたとき	友だちに「どいて」 と言われたとき
----------------	---------------------	---------------------	----------------------

そのとき、自分は何のくらいイライラするか考えて置きます。

コ 生活かた・ルールかた（市販教材・手作り）

「かた」は、短くてリズムのよい文を聞いたり見たりしていく中で、分かりやすく社会的ルールやよい生活習慣を学んでいくことができます。市販教材もありますが、通級による指導を受けている子どもに合わせて作ることもあります。



もうひとり、  
まてば、つぎは、  
ぼくの番。

つかれたな、  
でも、  
今はべんきよう、  
やるときだ。

手をあげて、  
はっげんすると、  
いいきもち。

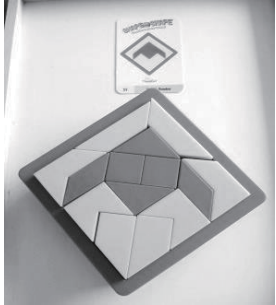
じゅぎょう中、  
おしゃべり、  
したいが、  
がまんする。

② 視知覚認知

ア パズル（市販教材）

いくつかのパターンがあり、視覚認知力を高めるための練習となります。カードには、ヒントとして赤い部分と黄色い部分に分かれて描かれているので、作りやすくなっています。

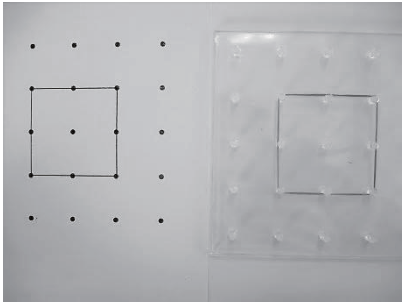
1つできると、「次もやりたい」と言う子どもが多いです。その時間に、いくつ行うか決めておく配慮も必要です。



イ ジオボード（市販教材）

形や空間をイメージする力の発達を促します。板が透明になっているので、モデルの形の上に乗せて確かめることができ、間違っていたらどこが違ったのか自分で認識できます。

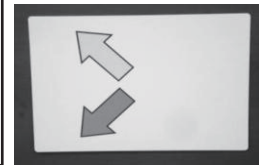
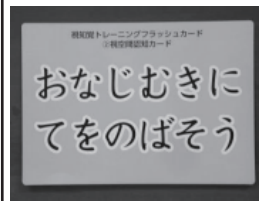
形を捉える練習だけでなく、モデルと同じにできぴったり重なると、子どもたちは、達成感をもつことができます。



## ウ おなじむきにてをのぼそう（市販教材）

フラッシュカードになっていて、集団で、1日1分間でトレーニングができるように開発された教材です。書写が苦手だったり逆さ文字を書いたりしてしまったりする子どものトレーニングにもなります。

行ってみると、矢印と同じ方向に左右の手を伸ばすことは、思った以上に難しいと、子どもたちは感じるようです。



## エ 積み木ゲーム（市販教材）

ルールは簡単ですが、行う前に全員が理解し納得してから行うことが大事です。紙などに書いておくとよいでしょう。手先の動きの練習にもなります。また、多動さのある子どもにとっては、主体的に動きに集中する機会になります。

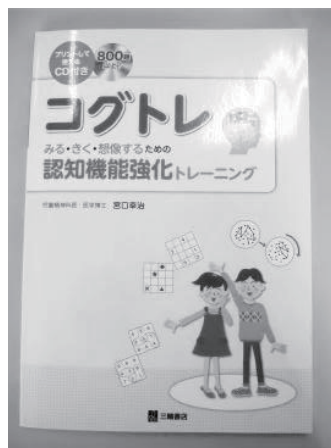
1人ずつ行うのはプレッシャーが大きいようなら、2人ペアになって相談したり協力したりして、進めていくとよいです。



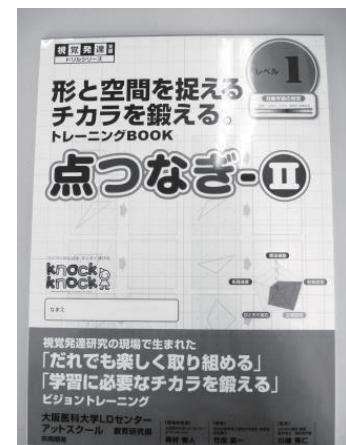
## オ 本の紹介

繰り返し何度もトレーニングできる内容です。視覚機能をチェックし、苦手な順にトレーニングを行うことができます。

約 800 題から成る認知機能を強化するための課題が、付録の CD に入っています。課題シート等を印刷して、何度もトレーニングすることができます。



左側の見本と同じ形を右側の記入欄に書き写していきます。レベルが上がるごとに、見本の図形が複雑になり、ガイドとなる点も減って、より高度な能力が求められます。





## カ 数字さがし（手作り教材）

マグネットに数字を書いたものとホワイトボードを用意します。1～10、1～15、1～20（子どもによって変えます）のマグネットをランダムに並べます。1から順番に数えながらなるべく速く指を指していきます。

顔を動かさず、目だけを動かすことを意識していくことが大切です。

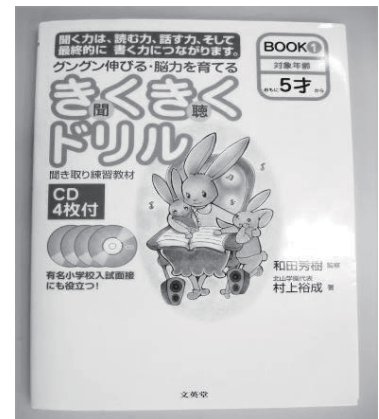


## ③ 聞く力を付ける

### ア きくきくドリル（市販教材）

年齢別になっているので、子どもの状況に合わせて学習できます。付録のCDや聞き取りノートを活用します。

音や単語を聞き取れるようになったら、文章の聞き取りに挑戦していきます。

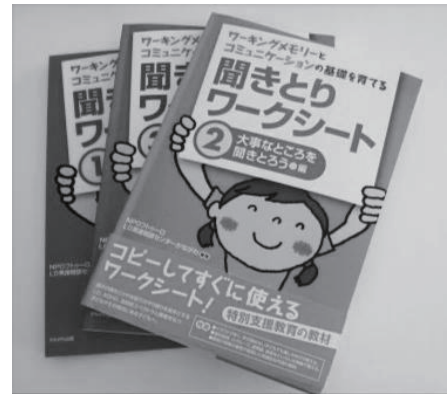


### イ 聞きとりワークシート（市販教材）

3冊シリーズになっています。

単語やキーワードの聞き取りなどを中心とした5歳くらいから取り組める①、聞きながらの作業・メモの仕方などの問題で構成された小学校低学年から取り組める②、会話の中の聞き取りや省略した言葉では言っていない部分も考えていく問題で構成された小学校中学年以上を対象とした③。

学習や生活の会話に生かされる内容です。



### ウ しりとり

（事前に確認しておくルールの例）

- ・順番になった人だけが言葉を発します。他の人は、順番が来るまで、しゃべってははいけません。
- ・前の人の言葉が聞こえなかったら、「もう一度言ってください」と言います。他の人は、教えません。教師も教えないことが大切です。
- ・どうしても言葉が思いつかないときは、「ヒントをください」と、周りの友だちに言って、ヒントをもらいます。
- ・ヒントが言える人は手をあげて、教師に名前を呼ばれたらヒントを言います。しりとり単語は言ってはいけません。
- ・「3回回ったら終わり」など、回る回数を前もって決めておきます。

## エ 聞き取ろう

- ・ 2人が同時に2つの言葉を発し、それを子どもたちが聞き取り、紙に書いていきます。
- ・ 聞き取ることが重要ではなく、聞き取ろうとする気持ちや態度が重要なことを伝えます。
- ・ 聞き取れない言葉があってもよいことにします。

## オ ダミーはだれ？（学級集団向け）

- ・ グループの中で1，2，3・・・と番号を決めます。
- ・ 1つのグループに立ってもらい、教師が示した単語を一斉に言います。
- ・ 教師は、単語を示すと同時に番号も示します。
- ・ 示された番号の人は、口は動かしますが、声は出しません。
- ・ 他のグループの子どもは、立ったグループの中で声を出さなかったのは誰かを当てていきます。

## ④ 協調運動

### ア バランス平均台

バランス感覚を高めます。高さが低いので、恐怖心がなくできます。慣れてきたら、頭にお手玉などを乗せて歩いてみましょう。「足元を見ずに、まっすぐ前を向いて歩いてみよう。足跡つけるように歩こう」などと、声を掛けるのも有効です。



### イ 卓球ゲーム

動く玉を打つという動作は、目と手の協応の動作で難しいですが、初めはクッションボール等の大きく打ちやすいボールを使うとよいでしょう。



- ウ バランスボール・バランスボード・
- バランスマット
- エ トランポリン

- オ ストライクボード
- カ ダーツ遊び
- キ 輪投げ
- ク 風船バレー

⑤ 使いやすいよう工夫された教具・文房具

ア リコーダー

演奏しやすいように指の穴の位置を移動することができます。接着剤で固定して使用できるものです。



イ 見やすい定規

視認性の高い黒地に白文字の目盛りが付いていて、線が引きやすいように爪も付いています。



ウ 握りやすい鉛筆

形が△になっているので、鉛筆を正しく持つことができます。そのため、筆圧が弱い児童にも向いています。



エ 握りやすい太芯のシャープペンシル

形が△でグリップも弾力性があり、握りやすいです。芯が太いため折れる心配が少なく、筆圧が調整しやすいです。鉛筆を削ったりする手間がないため、管理も楽です。



オ 握りやすい筆記具いろいろ

子どもの使いやすさに合わせ用意しています。筆記の負荷を減らしモチベーションを維持できるようにしています。



カ 細かい部分が消しやすい消しゴム

消したい所だけ消せるように、先が細くなっています。筆算など、消しすぎてしまうことで効率を悪くしてしまうことを防ぐことができます。



⑥ タブレット端末用アプリ、パソコン用ソフト

ア 常用漢字 筆順辞典 (タブレット端末用)

書いた漢字を検索できます。筆順・画数・部首・読み・意味・使用例などを調べられます。また、筆順練習ができます。



イ あそんでまなべる 九九 (タブレット端末用)

視覚的に九九を覚えるのに適しています。聴覚記憶の苦手な場合に有効です。

同じシリーズに、「日本地図」や「世界地図」もあります。



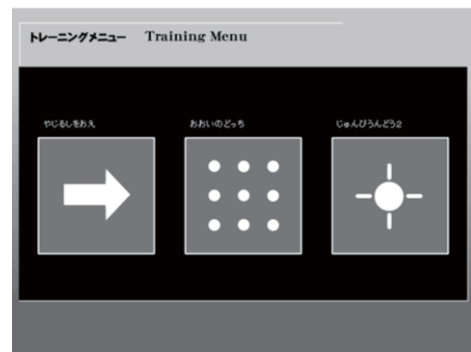
ウ 「いーリーダー」 (タブレット端末用)

デジター教科書や、デジター化した教材をタブレットで再生するアプリです。「ボイス オブ デジター」に近いアプリです。



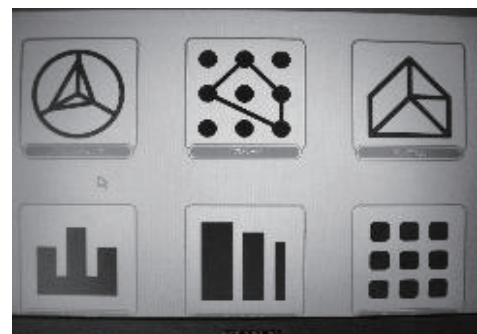
エ しっかり見よう (パソコン用)

左右の目を同じ方向に動かす視線運動のトレーニングができます。追視する動きと跳躍する動きの2種類について、トレーニングしていきます。



オ ビジョントレーニングⅡ (パソコン用)

「読み書き上手になろう」をサブテーマに、5種類のトレーニング方法で、「見る」力の向上を図ります。



### (3) 盲・ろう学校における通級の指導内容や指導方法

#### ① 盲学校における通級

通級による指導の内容は、主として視覚認知、目と手の協応、視覚補助具の活用等の指導が中心となります。国語における新出漢字や文章の読み書きの指導、算数・数学の図形に関する指導や社会科の地図指導など、視覚的な情報収集や処理の方法を指導しなければ効果的に学習活動を行うことができない教科内容、理科や家庭科の実験・観察や実習など個別に配慮が必要な教科内容などについては、補充的な指導を行うことも必要となります。また、通常の学級における学習や生活を円滑に行うために適切な明るさ等自ら環境を整えることができるようにすることも大切です。

通級による指導は個別指導を原則としますが、場合によってはグループ指導を組み合わせることもあります。いずれの場合においても、視覚補助具や視聴覚機器等の教材・教具を有効に活用し、指導の効果を高めることが大切です。

#### 【視覚補助具の例】

- ・遠用弱視レンズ（単眼鏡） —遠くを正確に見るために—



※ 遠用弱視レンズとしては、単眼鏡を使用するのが一般的です。単眼鏡の中でも円筒形のものがピント合わせが容易で、多くの児童生徒にとって使いやすいです。

- ・近用弱視レンズ —近く（手元）を正確に見るために—



【置き型近用レンズ】



【ルーペ型近用レンズ】



【置き型レンズを使って】

※ 近用レンズは、種類も多く、器種も多様です。学校教育の立場からは手持ち型、いわゆるルーペが最も使用範囲が広く、将来的にも使いこなせると便利です。

## ② ろう学校における通級

通級による指導の内容は、主として保有する聴力の活用、言語指導等が中心となります。保有する聴力の活用にあたっては、まず補聴器を適切に装用する指導が挙げられ、次いで、聴覚学習として聴く態度の育成、聴き取りの練習、音声の聴取及び弁別の指導等が必要となります。また、言語指導にあたっては、日常の話し言葉の指導、語彙拡充のための指導、言語概念の形成を図る指導、日記等の書き言葉の指導などが挙げられます。さらに、難聴に対する自分なりの受け止め、周囲の人たちの思いなどについても理解を深めることにより、通常の学級における学習や生活を円滑に行うことができるようにするための援助や助言等も大切です。

通級による指導は、基本的に通級担当が地域の小中学校を巡回して指導を行います。児童生徒の実態に応じて、対象児童生徒がろう学校へ来校して指導を行う場合もあります。通級による指導で、在籍校へ訪問したときは、2～3時間指導に当たりますが、そのうち1～2時間は、通常の学級での授業に入り、話の聞き方や理解の状況について観察を行ったり、情報保障を行ったりします。残りの時間は、個別指導を行い、一人一人の課題に応じた指導を行います。

### <聞こえを援助するFM補聴システムについて>

FM補聴システムは、送信機と受信機により、FM電波を通して、教師の声を児童生徒の補聴器へ届けます。つまり、教師と児童生徒の距離が離れていても、すぐそばで話しているように音声を届けることができるのです。

FM補聴システムを使用していない場合



FM補聴システムを使用した場合



## 4 通級による指導における記録や書類等

### (1) 「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成と活用

#### ① 「個別の指導計画」について

「小学校・中学校学習指導要領」では、通常の学級に在籍する、障がいのある児童生徒に効果的な指導を行うための指導計画の作成について、以下のように例示されています。

中学校学習指導要領 ※ 小学校も同様

#### 第1章 総則 第4

(8) 障害のある生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。

通級による指導は、障がいによる学習上または生活上の困難の改善・克服することが主たる目的であり、基本的にはそのための特別な指導が中心になることから、児童生徒一人一人の障がいの状態や発達段階に即した指導目標の設定や指導内容・方法の工夫などの配慮が必要です。このため、必要に応じて「個別の指導計画」を作成し、児童生徒一人一人の指導目標や指導内容・方法を明確化することは、個に応じたきめ細かな指導を行う上で有効であると考えられます。

通級による指導は、そこで行った指導の効果が、通常の学級においても現れることを期待して行われるものであるため、通級担当と学級担任の連携は必要不可欠です。さらに学級担任以外の校内の全職員が情報を共有していることも大切です。その際に、「個別の指導計画」は指導について共通理解する上で重要なツールになります。

通級による指導における指導計画は、通級担当が作成し、保管・管理も行います。その指導計画は学級担任等と共有し、一貫した支援ができるように配慮します。在籍学級における「個別の指導計画」を作成する場合は、学級担任が、通級担当と十分な情報交換をしながら、自校の特別支援教育コーディネーターをはじめ校内委員会のサポートを受けて作成するなど、計画的、組織的に行うことが望まれます。

「個別の指導計画」の作成の手順や様式は決められていません。それぞれの学校が児童生徒の障がいの状態や発達段階等を考慮し、指導上最も効果が上がるように考えます。(p. 55～57 参照)

以下に、その際の参考として、県教育委員会の考える「作成の意義」「作成の配慮点」「活用の配慮点」を示します。

○ 「個別の指導計画」作成の意義

- ア 児童生徒の教育的ニーズに応じた教育課程の編成につながる。
- イ 教師間の共通理解に立った指導により、長期的、継続的指導につながる。
- ウ 家庭との共通理解や学校の説明責任を果たすことにつながる。

○ 「個別の指導計画」作成の配慮点

- ア その児童生徒に関する、これまでに蓄積された支援情報を確認する。
- イ その児童生徒が困っている姿について、何に困っているのかを分析し、困っている姿の背景要因を考察する。
- ウ 主体的な行動や自分から取り組む姿、自ら活動を変化させる姿、興味・関心等を分析し、その児童生徒の願いを考察する。
- エ その児童生徒の「よりよく生きようとする」行動のきっかけとなる特定の条件や状況等（『こうすれば』）を考察する。
- オ 自立活動の内容の中からその児童生徒にとって、必要とする項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的な指導内容を設定する。
- カ ア～オの作業をもとに、授業場面における手立てを立案する。指導者が、「いつ」「どこで」「何を」「どうするのか」等、具体的で実行可能な手立てを考える。
- キ 作成した計画は、複数の指導者で見合い加除修正を行う。特に、通級担当と学級担任は、それぞれの場で行う指導や評価の視点について、その根拠や一貫性、違いについて協議し共通理解を図る。
- ク 保護者、本人と相談しながら作成する。
- ケ 年間計画の中に、個別の指導計画の作成期間を設定する。

○ 「個別の指導計画」活用の配慮点

- ア 立案した手立てを確実に実施する。
- イ 児童生徒の姿から、手立ての有効性について考察する。（評価）
- ウ 児童生徒の育ちにつながったと思われる手立てについて、支援情報として蓄積・周知・引き継ぎを行う。
- エ 児童生徒の姿から、願いや新たな手立てのヒント、これまでの手立ての修正点を見つける。
- オ ア～エの内容について、その児童生徒に関わる複数の指導者、支援者、保護者と協議する。
- カ オの協議を踏まえて、「個別の指導計画」の加除修正を行う。
- キ ア～カのサイクルを計画的に繰り返す。
- ク 年間計画の中に、個別の指導計画の見返し、修正期間を設定する。
- ケ 通級による指導の終了について検討する際の判断材料とする。



## ② 「個別の教育支援計画」について

「個別の教育支援計画」は、学校生活だけでなく、家庭や地域での生活も含めて、障がいのある児童生徒一人一人の生活を総合的に捉えて実態やニーズを明らかにし、それに応じて、教育、福祉、医療、労働等の関係機関が連携協力して支援を行うための計画です。

そのため、「個別の指導計画」が指導目標や指導内容・方法を示すものであるのに対し、「個別の教育支援計画」は、一人一人のニーズに対し、教育、福祉、医療、労働等の様々な側面から生活全般にわたって必要な支援内容や役割分担が示されます。支援会議の際のツールとして使用します。

よって、通級による指導において、「個別の教育支援計画」を活用することは、適切な指導及び必要な支援を行う上で有効であると同時に、通常の学級における指導を含めて学校生活全般において、必要に応じて「個別の教育支援計画」を踏まえた適切な支援が行われることが望まれます。

通級による指導を受けている児童生徒の「個別の教育支援計画」は、原則として、学級担任が、通級担当や特別支援教育コーディネーター、校内委員会等の協力を得ながら、関係機関等と連携して作成することが望まれます。

また、保護者も重要な支援者の一人として、作成・実施・評価の協議に参画し、その意見を十分に反映させ、本人・保護者のニーズを踏まえた支援を実施することが大切です。このためには、まずは、本人・保護者に「個別の教育支援計画」の作成の趣旨や手続きを十分に説明するとともに、卒業後は他機関に引き継がれることについても理解を求める必要があります。

また、「個別の教育支援計画」の作成に当たっては、個人情報取り扱いについて十分な配慮が必要であり、その取り扱いについて、本人・保護者の了解が不可欠であるとともに、情報を共有する関係機関の範囲等について、取り決めておくことが必要です。

「個別の教育支援計画」の作成の手順や様式は、「個別の指導計画」と同じく決められたものではありません(p. 130 参照)。以下に、県教育委員会の考える「作成のメリット」と「記載したい内容」を示します。

### ○ 「個別の教育支援計画」作成のメリット

- ア 本人・家族のニーズに沿った、これからの支援の方向が明らかになる。
- イ 「家族支援」につながる。
- ウ 支援可能な支援資源のメニュー表になる。
- エ 建設的な支援会議開催のツールとなる。
- オ 24時間の生活ぶりがイメージできる。
- カ それまでの支援や支援会議の記録がこれからの支援計画になる。
- キ 支援の骨組み、ネットワークを見える形にして、支援を構築できる。
- ケ 保護者と合意形成してきた合理的配慮を確認できる。

○ 「個別の教育支援計画」に記載したい内容

- ア 学校，家庭，地域生活における特徴的な実態と状況
- イ 本人，保護者の今の生活，これからの生活の希望や思い，願い
- ウ 障がいによる生活上・学習上の困難の把握（ICFの視点等）
- エ 優先される適切な支援目標
- オ 各支援機関とその支援内容（支援マップ等 p.131 参照）
- カ 評価・改訂の内容・次期・関与する支援者
- キ 引継の際の留意事項

(2) 指導の記録及び指導要録について

指導の記録及び指導要録に記載する事項等については、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善について」（平成 22 年 5 月 11 日付け，22 文科初第 1 号通知）に示されています。

この通知によれば，小学校においては，指導に関する記録の〔総合所見及び指導上参考となる諸事項〕において「通級による指導を受けている児童については，通級による指導をうけた学校名，通級による指導の授業時数，指導期間，指導の内容や結果等を記入する」とされています（中学校も同様）。

なお，上記に加えて「通級による指導の対象となっていない児童生徒で，教育上特別な支援を必要とする場合については，必要に応じ，効果があったと考えられる指導方法や配慮事項を記入する」とされています（中学校も同様）。

指導要録の様式等については，この通知を参考として学校の設置者である教育委員会等において決定されます。

また，児童生徒が在籍校とは異なる学校において通級による指導を受けている場合には，「障害のある児童生徒の就学について(通知)」（平成 14 年 5 月 27 日付け，文科初第 291 号）の中で「留意事項」の 1 つとして，「他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては，適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること」と示されていることを踏まえ，通級による指導の記録を作成する必要があります。

当該指導の記録については，児童生徒の在籍校が作成する指導要録の参考となることを踏まえ，指導要録の記載に準じて作成することが考えられます。



LD等通級指導教室（なまびの教室）の例（小学校）

平成 年度 個別の指導計画

小学校 年 組 名前

日常生活の姿（学習・行動・対人関係・運動身辺自立等）

〈家族構成〉  
  
〈生育歴〉  
  
〈諸検査〉  
  
〈医療等関係機関〉

本人・教師・保護者の願い

可能性の芽（こうすればこうできそうだ）

教育課題（在籍学校）

教育課題（なまびの教室）

支援の方向

支援の方向

支援後の児童の姿

支援後の児童の姿

名前	学 校		種 別	言語発達
	生年 月日			
生育歴	<主訴> <生育歴>			
言葉の様子	<聞く> <話す> <読む> <書く> <そのほか>			
コミュニケーション 行動面の特徴				
諸検査結果				
家庭の様子	<本児>		在籍学級の様子	<本児>
	<家庭>			<学級>
	<願い>			<願い>

指導方針		
年間指導のねらい		
指導のねらい	前 期	後 期
指導内容・結果● 所見◎ 意見◆		

